

茨城県公共交通活性化会議規約

(名 称)

第1条 この会は、茨城県公共交通活性化会議（以下「活性化会議」という。）という。

(目 的)

第2条 活性化会議は、県民・地域、交通事業者、行政がより良い公共交通の在り方について協議を行い、共通の認識と理解に立ち、それぞれが自らの役割に応じた取組を行うことを通じて、本県の公共交通の活性化を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 活性化会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 公共交通に係る調査研究に関すること
- (2) 公共交通の利用促進に関すること
- (3) その他活性化会議の目的を達成するために必要なこと

(組 織)

第4条 活性化会議は、別表の者（以下「会員」という。）をもって構成する。

(入 会)

第5条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、総会の議決を経なければならない。

(退 会)

第6条 会員は、退会しようとするときは、その理由を記載した書面を会長に届け出なければならない。

2 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。

(役 員)

第7条 活性化会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事 15人以内
- (4) 監事 2人

(役員の仕事)

第8条 会長は活性化会議を代表する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代行する。

- 3 幹事は幹事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 4 監事は、会務及び会計を監査する。

(役員を選任)

第9条 会長、副会長、幹事及び監事は総会において選任する。

(役員任期)

第10条 会長、副会長及び監事の任期は2年とする。ただし再任することができる。

- 2 幹事の任期は1年とする。ただし再任することができる。
- 3 役員に欠員が生じたときは、その後任の職にある者をもって充て、その任期は前任者の残任期間とする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(会議)

第11条 活性化会議の会議は、総会及び幹事会とする。

(総会)

第12条 総会は会員をもって構成し、次の事項を審議議決する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関すること
 - (2) 事業計画に関すること
 - (3) 予算及び決算に関すること
 - (4) 会長、副会長、幹事及び監事の選任に関すること
 - (5) その他重要事項に関すること
- 2 総会は会長が招集し、会議の議長は、会長又は会長が指名する者を充てる。

(幹事会)

第13条 幹事会は、幹事をもって構成し、代表幹事を互選し、次の事項を審議議決する。

- (1) 総会に提出する議案
 - (2) 総会が決議した事項の運営に関すること
 - (3) その他会長が必要と認める事項
- 2 緊急に予算の補正の必要が生じたときには、幹事会において決定することができる。ただし、この場合においては、次期総会の議決を経なければならない。
- 3 幹事会は、代表幹事が招集し、会議の議長は、代表幹事又は代表幹事が指名する者を充てる。

(定足数)

第14条 総会においては会員、幹事会においては幹事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 15 条 総会又は幹事会の議決は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、それぞれ会長又は代表幹事の決するところによる。

(事務局)

第 16 条 活性化会議の事務を処理するため、茨城県政策企画部交通政策課内に事務局を置く。

2 事務局長は、茨城県政策企画部交通政策課長の職にある者をもって充て、次の事務を処理する。

- (1) 諸事業の実施計画の策定
- (2) 諸事業の実施
- (3) 予算執行に係る一切の事務

(経 費)

第 17 条 活性化会議の経費は、会員の納付する負担金その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第 18 条 活性化会議の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

(補 足)

第 19 条 この規約に定めるもののほか、活性化会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

- 1 この規約は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 活性化会議の設立当初の会長、副会長及び監事の任期は、第 10 条第 1 項の規定にかかわらず、設立の日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。
- 3 活性化会議の設立当初の幹事の任期は、第 10 条第 2 項の規定にかかわらず、設立の日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。
- 4 活性化会議の設立当初の会計年度は、第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、設立の日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。

付 則

- 1 この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(別表)

	会 員 名
1	茨城県
2	水戸市
3	日立市
4	土浦市
5	古河市
6	石岡市
7	結城市
8	龍ヶ崎市
9	下妻市
10	常総市
11	常陸太田市
12	高萩市
13	北茨城市
14	笠間市
15	取手市
16	牛久市
17	つくば市
18	ひたちなか市
19	鹿嶋市
20	潮来市
21	守谷市
22	常陸大宮市
23	那珂市
24	筑西市
25	坂東市
26	稲敷市
27	かすみがうら市
28	桜川市
29	神栖市
30	行方市
31	鉾田市
32	つくばみらい市
33	小美玉市
34	茨城町
35	大洗町
36	城里町
37	東海村
38	大子町
39	美浦村
40	阿見町
41	河内町
42	八千代町
43	五霞町

44	境町
45	利根町
46	(一社)茨城県医師会
47	茨城県地球温暖化防止活動推進センター
48	チャレンジいばらき県民会議
49	茨城県女性団体連盟
50	(公財)茨城県老人クラブ連合会
51	茨城県高等学校PTA連合会
52	(社)茨城県身体障害者福祉団体連合会
53	茨城県商工会議所連合会
54	茨城県商工会連合会
55	茨城県商工会青年部連合会
56	茨城県中小企業団体中央会
57	(一社)茨城県経営者協会
58	(一社)茨城県安全運転管理協会
59	東日本旅客鉄道(株)水戸支社
60	真岡鐵道(株)
61	関東鐵道(株)
62	鹿島臨海鐵道(株)
63	首都圏新都市鐵道(株)
64	ひたちなか海浜鐵道(株)
65	茨城交通(株)
66	関鉄観光バス(株)
67	大利根交通自動車(株)
68	茨城急行自動車(株)
69	朝日自動車(株)
70	JRバス関東(株)
71	関鉄パープルバス(株)
72	関鉄グリーンバス(株)
73	(一社)茨城県バス協会
74	(一社)茨城県ハイヤー・タクシー協会
75	茨城県水郡線利用促進会議
76	おらが湊鐵道応援団
77	常総線活性化支援協議会
78	大洗鹿島線を育てる沿線市町会議
79	つくばエクスプレス等整備利用促進協議会
80	茨城県高等学校長会
81	茨城運輸支局
82	常陸河川国道事務所
83	関東運輸局
84	筑波大学教授 岡本 直久